

介護分野で働いてみませんか？

福岡県介護分野就職支援金貸付のご案内

福岡県介護分野就職支援金とは

他業種で働いていた方等で、かつ介護職員等として従事したことがない方であって、一定の研修等を修了し、福岡県内において介護分野に就労しようとする方に対し、就職支援金を貸し付けることにより、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するものです。

貸付内容

対象者及び条件	次に掲げる要件をすべて満たす方 1 県内の介護事業所若しくは施設等 ^{※1} において介護職員等 ^{※2} として就労する方若しくは就労するに至った方 2 介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了した方 3 初めて介護職員等として就労する方 4 再就職準備金又は障がい福祉分野就職支援金のほか、同種の資金の貸付を受けたことがない方
貸付額	20万円以内（1回限り）
貸付利子	無利子

※1 「介護事業所若しくは施設等」とは、介護保険法に規定する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所です。

※2 「介護職員等」とは、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である職員です（相談業務・施設長業務は含まない）。

返還が免除となる要件

次の場合、貸付を受けた就職支援金の返還の債務を免除します。

- 上記「貸付内容」の「対象者及び条件 1」の事業所若しくは施設等において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。
- 介護職員等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務を継続することができなくなったとき（審査があります）。

※ 免除となるまでの間、現況届の提出等、所定の届出が必要となります。

返還

返還が必要となる場合	1 退職等により貸付契約が解除されたとき。 2 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。 3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
返還期間	上記事由が生じた日の属する月の翌月から起算して2年以内 （一回払いまたは半年賦、月賦）
延滞利子	正当な理由なく、返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

申請時期

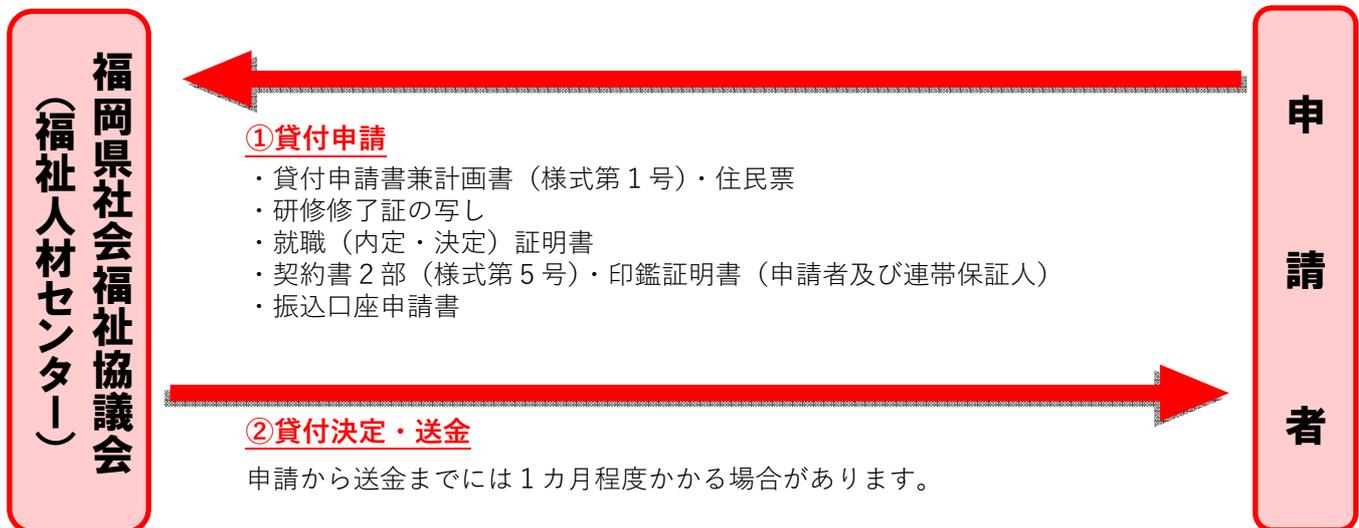
- ・介護職員等として就労した日から3カ月以内。
- ・ただし、令和3年4月から11月の間に就労した場合は令和4年2月28日。

申請に必要な書類

提出書類名	備考
貸付申請書兼計画書 (様式 第1号)	住民票（申請者本人のもの）、 <u>研修修了証の写し</u> を添付
就職（内定・決定）証明書 (様式 第2号)	就職する事業所からの証明（押印）が必要です。
貸借契約書 2部 (様式 第5号)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印（実印）のうえ、1部のみ収入印紙を貼付すること。 <u>申請者及び連帯保証人の印鑑証明書（各1部）</u> を添付
振込口座申請書	<u>預金通帳（口座名義、口座番号が確認できるもの）</u> の写しを添付

※申請書類様式は、福岡県社会福祉協議会ホームページ（<http://www.fuku-shakyo.jp/>）からダウンロードできます。もしくは、福岡県社会福祉協議会福祉人材センターあてお問合せください。

貸付申請書類・手続等の流れ



貸付申請・問合せ先

福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL 092-915-7055 / FAX 092-584-3319

<http://www.fuku-shakyo.jp/>